

## 群馬県手話施策実施計画（仮称）

## 群馬県手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定めるもの。

## 計画の位置付け（第8条）

障害者基本法、障害者総合支援法に基づく「バリアフリーぐんま障害者プラン6」における「意思疎通環境の整備」に係る個別実施計画。

## 実施計画の基本理念（第1条、第2条、第3条）

手話が言語であるとの認識の下、言語活動の文化的所産であることを理解し、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指す。

## 施策展開（第4条）

## 〔ア〕手話の環境整備

（第5条、第9条、第10条、第11条、第14条、第16条）

手話を使用しやすい環境を整えるため、手話通訳者の派遣等ろう者に対する意思疎通支援体制の整備や、手話を用いた情報提供等に努めるほか、県民全体が手話を学んでいくための機会確保などを推進します。

## 〔イ〕手話の社会啓発

（第5条、第6条、第7条、第13条、第14条、第15条、第16条）

県民、事業者等が、ろう者や手話に関する理解を深め、それぞれの役割を十分に果たすことができるよう、手話についての啓発を図るとともに、手話の発展に向けた取組への協力などを推進します。

## 〔ウ〕手話の教育環境の整備

（第12条、第16条）

学校の設置者は、ろう児等の障害の状態や発達段階等に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備に努めます。

## 事業展開

- 手話を学ぶ機会の確保
- 手話を用いた情報発信
- 手話通訳者等の派遣体制の整備 等

- 県民への手話の普及・啓発
- 事業者への手話の普及・啓発
- 手話に関する調査研究への支援 等

- 乳幼児期からの手話の教育環境の整備
- ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援
- 教員の専門性向上に関する研修の充実